証券コード　8697
平成20年５月30日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
取締役社長　米　田　道　生

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて，当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか，議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法により行使することができますので，いずれかの方法により，平成20年６月19日（木曜日）午後４時50分までに到着するよう，議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　平成20年６月20日（金曜日）午前10時
２　場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
　大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
３　目的事項
報 告 事 項　第７期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）
　事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役11名選任の件
４　議決権行使についてのお願い
郵送による場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，平成20年６月19日（木曜日）午後４時50分までに到着するよう，ご返送ください。
インターネットによる場合
　２頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ，平成20年６月19日（木曜日）午後４時50分までに，ご行使ください。

以　上

　当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお，株主総会参考書類，事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ose.or.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は，下記事項をご了承のうえ，行使していただきますよう，お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は，当社の指定する次の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお，携帯電話を用いたインターネットでもご利用になれます。

【議決権行使サイト】ＵＲＬ（http://www.webdk.net）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り，議決権行使サイトに接続することも可能です。なお，操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は，同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ，画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は，**平成20年６月19日（木曜日）午後４時50分**まで受付いたしますが，議決権行使結果の集計の都合上，お早めに行使されるようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットにより，二重に議決権を行使された場合は，インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって，複数回数，又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

以　上

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには，次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は，インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして，Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP２以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として，上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は，使用する機種が，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは，米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは，米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては，以下にお問い合わせくださいますよう，お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】　0120－186－417（24時間受付）

＜住所変更等用紙のご請求＞　0120－175－417　(24時間受付)

＜その他のご照会＞　0120－176－417　(平日午前９:00～17:00)

【添付書類】

事　業　報　告

〔平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで〕

１　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は，世界経済の拡大継続，企業業績の改善等を背景に，緩やかな回復基調を辿りましたが，米国のサブプライムローン問題や原油・素材価格の高騰等により，先行きの不透明感が強まりつつある状況にあります。このような状況を受け，当事業年度における株式市場は，日経平均株価が前事業年度（14,200円～18,200円台）に比べて下落し，11,700円～18,200円台のレンジで推移しました。

このような中で，当社の当事業年度の区分別の営業収益の概況は次のとおりとなりました。

①　参加者料金

当事業年度における当社が開設する取引所金融商品市場（以下「当社市場」といいます。）でのデリバティブ商品は，活発な取引が行われました。昨年９月に開始したイブニング・セッション（午後４時半～７時までの時間帯における取引）の効果もあり，当社の主力商品である日経225先物，日経225mini，日経225オプションの３商品は，全て事業年度ベースの取引高としては過去最高を記録しました。特に日経225miniは，一日平均の取引高ベースでは前事業年度比で約３倍という高い伸び率を記録しました。

このため，当事業年度の当社市場におけるデリバティブ商品の総取引高は，前事業年度を78.5%上回る１億2,339万単位と，事業年度としては初めて１億単位を超え過去最高を記録するとともに，昨年３月に策定した平成19～21年度中期経営計画の目標であった「デリバティブ取引高年間１億単位」を達成しました。また，株式取引の総売買代金は，32.7兆円となり，前事業年度を23.6%上回りました。

以上の結果，参加者料金については120億81百万円（前年同期比24.3%増）となり，その主な内訳は，基本料６億56百万円，取引手数料73億41百万円，清算手数料29億98百万円，アクセス料10億78百万円でありました。

②　上場賦課金

当事業年度は，有価証券上場手数料が５億10百万円，上場有価証券年賦課金が10億16百万円になりました。その結果，上場賦課金は15億27百万円（前年同期比15.5%減）となりました。

③　機器・情報提供料

当事業年度の機器・情報提供料は，相場情報システムの利用者数の増加等により，47億72百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

④　その他

当事業年度は，参加者参加金が増加したこと等から，その他営業収益は３億７百万円（前年同期比29.8%増）となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：百万円，%)

区分		第６期 (平成18年度)		第７期（当期) (平成19年度)		前年同期比増減率
		営業収益	構成比	営業収益	構成比	
参加者料金		9,719	60.4	12,081	64.6	24.3
	基本料	653	4.1	656	3.5	0.5
	取引手数料	6,041	37.5	7,341	39.3	21.5
	清算手数料	2,251	14.0	2,998	16.0	33.2
	アクセス料	773	4.8	1,078	5.8	39.4
	その他	—	—	5	0.0	—
上場賦課金		1,807	11.2	1,527	8.2	△ 15.5
	有価証券上場手数料	808	5.0	510	2.7	△ 36.9
	上場有価証券年賦課金	998	6.2	1,016	5.5	1.8
機器・情報提供料		4,329	26.9	4,772	25.5	10.2
その他		237	1.5	307	1.7	29.8
合計		16,093	100.0	18,689	100.0	16.1

このように当社市場におけるデリバティブ取引が活況を呈したこと等を受けて，当事業年度の営業収益は前年同期比16.1%増の186億89百万円となりました。一方，販売費及び一般管理費では，新制度対応や性能向上に伴うシステム投資の実施により減価償却費等が増加したため，前年同期比3.2%増の98億95百万円となりました。その結果，営業利益は前年同期比35.2%増の87億93百万円，経常利益は前年同期比41.8%増の100億８百万円，当期純利益は前年同期比26.0%増の60億54百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は33億40百万円であり，主に売買システム及び清算システムに係るシステム投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については，すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

現状において当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① デリバティブ市場関連の課題

当社で取引を行うことができるデリバティブ取引には，株価指数の先物取引及びオプション取引並びに株券オプション取引があります。

株価指数先物取引及びオプション取引には，日経平均株価及び日経株価指数300等を対象とする取引があります。特に日経平均株価先物及び日経平均株価オプションは，我が国を代表するデリバティブ商品であり，当社の事業の中核的な地位を占めています。

これら株価指数先物取引及びオプション取引は，国内トップシェアを誇っており，その取引高は拡大を続けていますが，当社の主力商品である日経平均株価先物取引を扱うシンガポール取引所（SGX）の取引高や，国内の他の証券取引所における株価指数先物取引の取引高も増加しています。また，デリバティブ分野は今後高い成長性が見込まれる分野として，国内外の取引所が競争力強化に注力している分野でもあり，今後も厳しい競争環境が続くものと思われます。

また，我が国資本市場の競争力強化の観点から，総合取引所化構想が打ち出され，金融・商品のデリバティブ取引所の相互乗入れが実現する方向で検討が進められる等，デリバティブ市場を巡る環境が大きく変化しようとしております。このような環境の変化を適切に捉え，当社市場の競争力強化のための施策を講じていくことが課題であると認識しております。

このような状況に対処し，当社は，平成19年９月より国内の株価指数先物・オプション取引では初めてのイブニング・セッションを開始し，本年６月を目途に売買システムの処理能力を向上させることを予定しているほか，同じく10月を目途にイブニング・セッションの取引時間の１時間延長を予定する等，制度面，システム面の両面での競争力強化に努めております。今後も，引続き市場の利便性向上等による競争力強化に努めたいと考えています。

また，平成20年２月には東京工業品取引所との間で，取引システム等のインフラに関する事項や新商品の競合開発等に関する情報交換等を目的とした相互協力協定を締結しました。今後も，当社市場の競争力向上の観点から，幅広く国内外の取引所との提携関係構築を模索したいと考えております。

② 現物市場関連の課題

当社で売買を行うことができる有価証券には，株券，証券投資信託受益証券，内国投資証券，外国投資証券等があります。

現物有価証券市場の中核に位置付けられるのが，市場第一部・第二部及びニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」です。当社では，我が国経済の成長を支えるこれら市場の品質と効率性・利便性の向上に取り組んでいます。なかでも平成12年に設立されたナスダック・ジャパン市場を前身とするニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」は，会社創成期でのIPOを促進するとともに，投資者に有用な投資機会を提供することを目的として開設した市場であり，内外の高成長企業の株券が上場されるフラッグシップ・マーケットを目指しています。

ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」は，本年３月末時点の上場会社数が174社に達しましたが，株式市況の低迷等の影響で当事業年度における新規上場会社数が18社と前年同期の46社に比べ大きく減少した他，国内の他の新興市場との競争が続くなど，厳しい環境が続いています。当社としては，マーケティング活動の強化，イシュアーサービスの向上，上場審査・管理の厳正化による市場の健全性の向上等に取り組んでいきたいと考えております。

また，効率的で信頼性の高い新興市場を構築する観点から，新興企業向け市場を運営するジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック」）の株主である日本証券業協会と，ジャスダック株式の取得について協議を行っております。当該取得が当社の企業価値向上に結び付くよう，外部の専門家のアドバイスも踏まえながら，検討を進めたいと考えております。

この他，当社では，上場投資信託（ETF)，未公開企業や上場後５年未満の企業などいわゆる新興企業を投資対象とした会社型投資信託（ベンチャーファンド）等，特色ある商品を上場しております。なかでも，上場投資信託（ETF）については，平成19年８月に金価格連動型上場投資信託が，10月には中国株価指数連動型及び国内中小型株指数連動型上場投資信託がそれぞれ我が国で初めて当社市場に上場しました。今後も，新たな上場商品の開発に取り組んでまいります。

③　自主規制機能関連の課題

公益及び投資者保護の実現を図るという取引所の公共的使命に照らし，当社は自主規制機能の維持・向上を重要な課題と位置付け取り組んでまいります。

当社は，平成18年７月，自主規制業務を行う組織のより一層の明確化と独立性の確保を図る観点から，自主規制本部を発足させ，自主規制業務を統括する自主規制責任者を設置しました。また，同時に，これまでの取締役会の諮問機関と位置付けられていた自主規制委員会を，新たに取締役会の内部委員会として立ち上げ，自主規制業務に関するより一層掘り下げた審議を行う体制を整えました。

さらに，昨年９月の金融商品取引法施行に伴い，同法に基づいて自主規制業務に関する決定を行う自主規制委員会を10月より発足させました。この間，上場企業を巡る環境の変化を受け，企業行動規範の制定や特設注意市場銘柄制度の創設等，上場制度の整備にも取り組んでまいりました。今後とも自主規制委員会の下で自主規制機能の一層の強化を図ってまいります。

なお，本年３月には，新売買審査システムを稼働させるなど，市場における売買監視の面でも機能向上を図っており，今後とも売買監視の強化に努めてまいります。

④　システム関連の課題

近年のIT技術の発展により取引所もシステムの高度化が進んでおり，その安定性・処理性能等が市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっています。

こういった状況の中，当社は，平成17年から18年にかけて基幹システムである清算・売買システムの全面更新を行いましたが，注文形態の多様化や個人投資者の市場参加拡大等を背景に，売買高・注文件数は増加傾向にあることから，本年６月を目途に売買システムの処理性能を増強するほか，本年３月には国内の取引所では初めて，大規模災害発生時等の有事に備えたバックアップセンターを稼働させました。当社は，今後も，継続的なシステムの能力増強・機能拡張，バックアップ体制の強化等を行い，より利便性・安定性の高い市場運営を行うべく努めてまいります。

⑤　組織・人事運営関連の課題

新商品・新制度の企画・立案，取引審査・参加者監理・上場審査・上場管理といった自主規制機能，システム開発をはじめとする各分野において取引所の機能を高めていくには，人材の育成・確保・活性化が極めて重要です。今後も，人事考課制度の透明化や人員体制の適正化，研修制度全般の見直し等の施策を通じ，中長期的な人材育成と組織活性化を推進するとともに，外部からの人材の採用にも取り組んでまいります。

⑥　清算業務関連の課題

当社は，金融商品取引清算機関としてデリバティブ取引に係る清算業務を行っております。清算機関の役割は，取引の売り手・買い手それぞれの相手方となって個々の信用リスクを遮断し，決済の確実な履行を確保することにあり，金融商品取引清算機関がこうした役割を果たすことによって，初めて金融商品取引市場は十分に機能することができます。

当社は，当社市場における清算リスクを適切に管理するとともに，清算参加者の破綻に備えて十分な財務資源を確保することにより，市場の安全性や競争力を向上させることを重要な課題としております。

当社では，専担チームによる清算リスク管理に係るモニタリングを常時行う体制を構築し，併せて清算参加者破綻時の損失処理に係る処置（ロスシェア・ルール）を整備し，当社市場における清算・決済の安全性確保に努めております。また，昨年９月には，参加者が過大なポジションを保有することを未然に防ぐとともに，過大なポジションを保有した場合にそれを抑制することができるよう，所要の制度整備を行いました。今後も，清算リスク管理体制の一層の強化を行い，当社の企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては，今後ともご支援，ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第４期 (平成16年度)	第５期 (平成17年度)	第６期 (平成18年度)	第７期(当期) (平成19年度)
営　業　収　益	9,882	13,323	16,093	18,689
経　常　利　益	3,324	5,091	7,058	10,008
当　期　純　利　益	1,997	3,262	4,806	6,054
１株当たり当期純利益	7,357円	11,993円	17,802円	22,422円
総　資　産	154,538	266,588	247,214	361,085
純　資　産	31,043	33,659	36,691	40,406

(注) １　１株当たり当期純利益は，期中平均発行済株式総数に基づいて算出しておりますが，平成18年10月１日を効力発生日として，普通株式１株を３株に株式分割しておりますので，第４期から第６期の各期については，期首に株式分割したものとみなして算出しております。

２　第６期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容（平成20年３月31日現在）

当社は，金融商品取引法第２条第17項に規定される取引所金融商品市場を開設し，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引が公正，円滑に行われることを旨として当社市場を運営しております。

また，金融商品取引法第２条第29項に規定される金融商品取引清算機関として，当社市場で行われたデリバティブ取引について，同第２条第28項に規定される金融商品債務引受業を行っております。

さらに，自主規制機関として市場の公正性，透明性を高め，投資者の信頼を確保するため，不公正取引の監視と未然防止に努めるとともに，相場の公表その他取引所金融商品市場の開設等に附帯する業務を行っております。

当社市場における売買等の対象，上場会社数並びに取引参加者数及び清算参加者数は，次のとおりであります。

① 売買等の対象

市場区分	売買等の対象
競争売買市場	内国株券，外国株券，内国投資証券（ベンチャーファンド），外国投資証券（カントリーファンド），投資信託受益証券（ETF等），転換社債型新株予約権付社債券等 株価指数先物（日経平均株価，日経225mini，日経株価指数300， Russell / Nomura Prime インデックス），株価指数オプション（日経平均株価，日経株価指数300），株券オプション
J－NET市場	内国株券，内国投資証券（ベンチャーファンド），投資信託受益証券（ETF等），転換社債型新株予約権付社債券 株価指数先物（日経平均株価，日経225mini，日経株価指数300， Russell / Nomura Prime インデックス），株価指数オプション（日経平均株価，日経株価指数300），株券オプション

② 上場会社数

市場区分	有価証券区分	上場市場区分	所属区分	上場会社数・銘柄数
競争売買市場	内国株券	市場第一部・第二部市場	市場第一部	635社
			市場第二部	246社
		ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」	スタンダード	92社
			グロース	81社
		社会資本整備市場		—
		計		1,054社
	外国株券	市場第一部・第二部市場		—
		ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」	スタンダード	1社
			グロース	—
		計		1社
	内国投資証券			2社
	外国投資証券			4社
	投資信託受益証券			6銘柄
J－NET市場	内国株券			1,054社
	内国投資証券			2社
	投資信託受益証券			6銘柄

③　取引参加者数及び清算参加者数

区　　分		参 加 者 数	(参考　前期末)
取　引　参　加　者	現物・先物取引等取引参加者	79社	81社
	現物取引参加者	4社	4社
	先物取引等取引参加者	14社	13社
	ＩＰＯ取引参加者	2社	3社
	計	99社	101社
清　算　参　加　者		92社	93社

(8) 主要な営業所（平成20年３月31日現在）

本　　店　大阪市中央区北浜一丁目８番16号

東 京 支 社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目７番１号

(9) 従業員の状況（平成20年３月31日現在）

区　分	従業員数（前期比増減）	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　　性	156 名　(△3) 名	41 歳　10 月	13 年　7 月
女　　性	48 名　(±0) 名	45 歳　6 月	23 年　3 月
合計又は平均	204 名　(△3) 名	42 歳　8 月	15 年　10 月

(注) 1　上記従業員には，社外への出向者１名が含まれております。
　　 2　上記従業員には，社外からの出向者４名が含まれております。

(10) 主要な借入先（平成20年３月31日現在）

該当事項はございません。

なお，貸借対照表記載の長期借入金は，独立行政法人福祉医療機構からの従業員向け住宅転貸融資金であります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2　会社の株式に関する事項（平成20年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　930,000株

(2) 発行済株式の総数　270,000株

(3) 株主数　5,332名

(4) 大株主

順位	株　　主　　名	持 株 数	持株比率
1	株式会社CSKホールディングス	14,787株	5.5%
2	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	12,127	4.5
3	ザ バンク オブ ニユーヨーク トリーテイー ジヤスデツク アカウント	9,752	3.6
4	ガバナー アンド カンパニー オブ バンク オブ アイルランド クライアンツ	9,560	3.5
5	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	9,524	3.5
6	アールービーシー デクシア インベスター サービシーズ トラスト、ロンドン クライアント アカウント	9,426	3.5
7	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,389	3.5
8	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,752	3.2
9	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	8,341	3.1
10	クレディ スイス セキュリティズ（ユーエスエー）エルエルシー スペシャル．フォー エクセル．ベネ	7,950	2.9

（注）　次の法人より「大量保有報告書」等の提出があり，下記の報告義務発生日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが，当社として当事業年度末現在における実質所有株式数を確認できませんので，上記「大株主」の状況には含めておりません。

　なお，「大量保有報告書」等が複数回提出されている場合は，当事業年度内における持株数に係る最新の報告書の概要を記載しております。

法　　人　　名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	平成19年10月５日	平成19年９月28日	22,721株	8.4%
キネティクス・アセットマネジメント・インク	平成19年11月20日	平成18年12月14日	16,259	6.0

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3　会社の新株予約権等に関する事項（平成20年３月31日現在）

該当事項はございません。

4　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成20年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担 当 業 務	他の法人等の代表状況
米　田　道　生	代表取締役社長	全般統括，考査室	
小　島　茂　夫	代表取締役 常務取締役	経営管理本部 市場運営本部	
藤　倉　基　晴	常務取締役	自主規制本部	
有　冨　和　利	取　締　役	システム本部	
荒　川　洋　二	社外取締役		
奥　田　　務	社外取締役		J.フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者， ㈱大丸代表取締役会長
川　本　裕　子	社外取締役		
小　林　いずみ	社外取締役		メリルリンチ日本証券㈱代表取締役社長， 社団法人経済同友会副代表幹事
堺　屋　太　一 (本名　池口小太郎)	社外取締役		㈱堺屋太一事務所代表取締役， ㈱堺屋太一研究所代表取締役
松　本　　学	社外取締役		野村證券㈱代表執行役専務執行役
森　中　　蕃	社外取締役		光証券㈱代表取締役会長
中　野　　實	常勤監査役		
岩　城　　裕	社外監査役		
大　津　隆　文	社外監査役		

(注) 1　社外監査役 笹田友三郎は，平成19年４月16日をもって辞任いたしました。
2　社外監査役 岩城裕は，平成19年４月17日をもって就任いたしました。なお，同氏は，平成18年６月23日開催の第５回定時株主総会において，補欠監査役として選任されております。
3　取締役社長 米田道生は，大阪証券金融㈱及び大阪中小企業投資育成㈱の社外取締役を兼任しております。
4　社外取締役 松本学は，平成20年３月31日をもって野村證券㈱の代表執行役専務執行役を退任し，平成20年４月１日をもって同社の顧問に就任いたしました。
5　社外取締役 荒川洋二は，当社自主規制委員会委員長，同じく川本裕子及び常務取締役 藤倉基晴は，当社自主規制委員会委員であります。

(2) 執行役員の氏名等（平成20年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　当　業　務
中　川　博　司	常務執行役員	経営管理本部財務グループ
政　次　保　孝	執　行　役　員	経営管理本部人事グループ
山　澤　光太郎	執　行　役　員	市場企画本部市場企画グループ， 業務推進グループ
村　田　雅　幸	執　行　役　員	市場企画本部上場サポートグループ， 広報グループ

(注) 1　執行役員 北川龍太は，平成20年２月23日死去により退任いたしました。
2　丸山雅彦は，平成20年４月１日をもって執行役員に就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：名，百万円)

区　　分	取締役		監査役		計	
	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額
① 報酬等の総額	11	195	3	31	14	226
② うち社外役員の報酬等の総額	7	37	2	7	9	45
③ ①のうち役員賞与	4	36	1	5	5	42

(注) 1　会社法施行規則に基づき，当事業年度に係る金額を表示しております。
　　 2　役員賞与の支給対象は，常勤取締役及び常勤監査役であります。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 取締役　荒川　洋二

ア　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱ロイヤルホテル社外監査役，住友化学㈱社外監査役であります。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100%であります。

・必要に応じ,主に経験豊富な法律家としての専門的見地より,発言しております。

② 取締役　奥田　　務

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

J.フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者，㈱大丸代表取締役会長であります。J.フロントリテイリング㈱は，当社市場の上場会社という関係にあります。㈱大丸と当社は特別な取引関係はございません。

イ　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱りそなホールディングス社外取締役，㈱毎日放送社外監査役であります。

ウ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は82%であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な上場会社経営者としての立場より，発言しております。

③ 取締役　川本　裕子

ア　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱りそなホールディングス社外取締役，マネックス・ビーンズ・ホールディングス㈱社外取締役，㈱ミレアホールディングス社外監査役であります。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100%であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

④　取締役　小林いずみ

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

メリルリンチ日本証券㈱代表取締役社長であり，メリルリンチ日本証券㈱は，当社市場の取引・清算参加者という関係にあります。

イ　他の会社の社外役員の兼任状況

三菱UFJメリルリンチPB証券㈱社外取締役であります。

ウ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100％であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑤　取締役　堺屋　太一

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

㈱堺屋太一事務所代表取締役，㈱堺屋太一研究所代表取締役であり，両社と当社とは商取引を含めて一切関係はございません。

イ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は91％であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

⑥　取締役　松本　　学

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

野村證券㈱代表執行役専務執行役であり，野村證券㈱は，当社市場の取引・清算参加者という関係にあります。

イ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は91％であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑦　取締役　森中　　蕃

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

光証券㈱代表取締役会長であり，光証券㈱は，当社市場の取引・清算参加者という関係にあります。

イ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100％であります。

・必要に応じ,主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑧　監査役　岩城　　裕

ア　当該事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況

出席率は82％であります。

（イ）　監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

（ウ）　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しております。

⑨　監査役　大津　隆文

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

大阪証券金融㈱取締役相談役であり，大阪証券金融㈱は，当社市場の上場会社及び指定証券金融会社という関係にあります。

イ　当該事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

（イ）　監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

（ウ）　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な上場会社・証券金融会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

ア　当社は社外取締役　荒川洋二，奥田務，川本裕子，小林いずみ，堺屋太一，松本学及び森中蕃の各氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

イ　当社は社外監査役　岩城裕及び大津隆文の両氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はございません。

5　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　20百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　25百万円

(注) １　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と，金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

２　①と②の差額５百万円は，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である「財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務」についての対価であります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は，会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか，会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合などには，監査役会の同意又は請求により，解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6　会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 内部統制システム構築・運用の基本方針

ア　上場証券取引所として相応しい組織であるために，かつ，行動規範に定めるコーポレートアイデンティティーに合致するように構築しています。

イ　社会情勢や当社を取り巻く経済環境の変化等に対応するために，少なくとも年１回，取締役会において審議し，必要に応じて改正することとします。

ウ　また，細部の運用については，取締役会決定の範囲内であることを前提に，業務の実態に合わせて取締役社長又は担当役員（その業務の執行の責任を有する取締役又は執行役員をいう。以下同じ。）の判断若しくは経営執行委員会での審議を踏まえて随時見直すこととします。

② 当社の内部統制システム

ア　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社の公共性，透明性向上，市場参加者の意見を反映させるため，常勤取締役よりも社外取締役の人数を多くし，社外取締役のうち若干名以上を有識者・学識経験者から選任します。

(イ) 当社の自主規制業務の独立性を確保するため，金融商品取引法に基づく自主規制委員会を設置し，取締役３名以上（うち過半数は社外取締役）で構成される自主規制委員会を設置しております。

(ウ) 当社の業務に関する重要事項を専門的に審議し，幅広い意見を集約するため，次の各委員会を設置しております。

ａ　市場運営委員会

ｂ　清算業務委員会

ｃ　清算リスク評価委員会

ｄ　規律委員会

ｅ　上場委員会

(エ) 常勤役員，執行役員及び職員に関する「行動規範」他の社内規則を定め，あらゆる企業活動の場面において法令及び定款その他社内規則に適合するよう行動するとともに，担当役員及び管理職に対して指導・監督責任を課しています。

(オ) 当社における法令順守の状況等を組織横断的に把握し，必要に応じて全社的な調整・対処を図るため，経営管理本部総務グループをコンプライアンス統括部門とし，コンプライアンス担当役員を定めています。経営管理本部総務グループがコンプライアンスに関して統括業務を執行する際には，考査室及び監査役室と協議することとしています。

(カ) 業務執行に当たって法令又は定款その他社内規則に抵触するおそれがあると判断される事項については，総務グループとの協議及び法律専門家の意見等を踏まえ，担当役員及び管理職の責任において疑義を解消させたうえで，業務を執行しております。

(キ) 事務の運営等が法令及び定款その他諸規則又は当社の経営に関する方針等に基づいて適法かつ適正に行われているか，また，そのためのリスク管理が適切に行われているか，さらに，事務の合理的かつ能率的な運営が行われているか，独自の立場から検討・評価すべく，取締役社長直轄の考査室による内部考査を実施しております。

(ク) 内部牽制機能を高め，不正行為の抑止等を図る観点から，役員及び職員に関する不正行為等の通告を受け付けるコンプライアンス・ホットライン及びホットライン委員会（社外取締役，弁護士等の外部委員を含む。）を設置しております。

(ケ) コンプライアンス・ホットラインに通告があった場合，ホットライン委員会は，事実調査を行い，必要に応じて取締役会に対する報告等を行います。

(コ) 役職員による法規違反等を発見した場合，コンプライアンス統括部門は関係部署とともに事実調査を行います。当該調査結果に応じて，再発防止策を策定・実施し，取締役会に対する報告等を行います。取締役社長又は経営管理本部人事グループは法規違反等の内容に応じて違反者等に対する処分を決定することとしています。

(サ) 役員及び職員のコンプライアンス意識を継続的に向上させるために，経営管理本部総務グループ及び人事グループが共同して定期的にコンプライアンス研修を実施しています。

(シ) 「行動規範」に，以下のとおり，反社会的勢力との関係断絶について定めています。

a 違法行為や反社会的行為に関わらないよう，基本的な法律知識，社会常識と正義感を持ち，常に良識ある行動に努めます。

b 反社会的勢力には毅然として対応し，一切関係を持ちません。また，反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合，毅然とした態度で接し，金銭などを渡すことで解決を図りません。

c 当社の開設する市場の運営に際して，反社会的勢力の取引所金融商品市場への介入を許しません。

イ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ア）　次の諸規程を定め，情報の保存及び管理を行っています。

ａ　文書規程：文書事務の正確かつ迅速な処理を図ります。

ｂ　内部情報管理規程：役員及び職員が取得した内部情報の管理の徹底及び内部者取引の未然防止を図ります。

ｃ　情報セキュリティポリシー：当社の情報システム（IT)，情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び施策を定めます。

（イ）　役員の業務執行に係る情報として，上記諸規程に基づき，次の文書をはじめとする各種文書について保存期間を定め，組織的な記録の保存を行っています。

ａ　株主総会議事録

ｂ　取締役会議事録

ｃ　自主規制委員会議事録

ｄ　経営執行委員会議事録

ｅ　稟議書

ｆ　その他重要な文書

（ウ）　「個人情報保護ポリシー」,「情報セキュリティ対策基準」及び金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に従った「安全管理措置等に係る取扱マニュアル」を定め，個人情報を保護しています。

（エ）　当社では，事業の公共性，特殊性に鑑み，役職員に対して原則として有価証券の売買を禁止しています。

ウ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）　当社の経営上のリスクを識別した上で，リスク管理方法等について定めた「リスク管理規程」を制定しております。

当社におけるリスク分類は次の８分類

ａ　ビジネスリスク

ｂ　システムリスク

ｃ　清算決済リスク

ｄ　災害リスク

ｅ　コンプライアンスリスク

ｆ　業務リスク

ｇ　財務リスク

ｈ　レピュテーションリスク

全部署に「リスク管理責任者」を置き，担当部署のリスクの識別，リスクの大きさ・影響度，発生可能性の分析を義務付けています。

リスク分析等の結果を踏まえ，リスクの高い業務プロセスに関してはマニュアルの策定等のリスクへの適切な対応を図ります。

（イ） 経営管理本部総務グループをリスク管理統括部門とし，リスク管理責任者の行った分析結果をリスク管理統括部門において一元的に集約・評価しています。
リスク管理の状況等を組織横断的に情報収集，分析・評価結果に対する改善指図，全社的なリスク回避策等の策定，調整，対処等を統制する「リスク管理委員会」を設置しています。
その他，必要に応じて全社的な調整・対処を行い，災害発生時の事業継続計画（BCP）などの策定を図るなど，緊急時の体制を整備しております。

（ウ） 当社事業におけるシステムの重要性に鑑みて，システムに関するリスクについては特段の対応を図る必要があることから，市場運営・システム運行に関わる関係部署が参加するシステム運行管理委員会（委員長：システム本部担当役員）を設置し，システムの処理能力，運行状況，リスクに関する認識の共有化を図り，業務上の留意点の確認やシステム障害時の事業継続計画(BCP）及び緊急対応計画などを策定することにより事前のリスク管理の実効性を高めております。

（エ） 上記リスクが顕在化し，危機が発生した場合には，取締役社長をトップとする各危機に応じた対策本部を設置することとし，全社的な情報の収集，対策の策定及び指図を迅速に行います。

エ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア） 執行役員制度を導入し，業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にした上で，効率的に業務を遂行させています。

（イ） 取締役会での議論をより円滑に進めるため，常勤取締役及び執行役員から構成される経営執行委員会を設置し，取締役会での意思決定を要する事項の事前審議を行っています。

（ウ） 担当役員の業務分担を定めるとともに，「組織規程」によって各部署の事務分掌等を，「稟議規則」によって決裁権限をそれぞれ定め，指揮・命令系統及び業務執行責任を明確化しています。

（エ） 毎年度末に翌期の業務計画及び予算並びに翌期を初年度とする３か年の中期経営計画を策定し，この過程において，業務計画に合わせて経営資源を効率的に配分するよう努め，その進捗状況・結果については，経営執行委員会において審議しております。

オ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項，当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ア） 監査役の職務を補助すべき者として，監査役室を設置し，専任の担当者を置いています。

（イ） 監査役室の取締役からの独立性を確保するため，監査役室の体制，異動，考課については，事前に常勤監査役の同意を得るようにしています。

（ウ） 監査役は，監査役室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし，監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して，取締役，執行役員等の指揮命令を受けないものとしています。

カ　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）　常勤取締役，執行役員及び職員は，あらかじめ監査役と協議して定めた報告事項について実効的かつ機動的に報告を行います。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，定例的に報告すべき事項のほか，会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは，直ちに監査役に報告を行います。

（ウ）　監査役は，常勤取締役及び執行役員に対して，必要な調査・報告等を要請することができ，経営執行委員会その他の重要会議に出席して必要な説明を求めることができます。

キ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）　常勤取締役及び執行役員は，必要に応じて監査役と会合を持ち，経営方針，当社が対処すべき課題，当社を取巻くリスクのほか，監査役監査の整備状況，監査上の重要課題等について意見を交換し，監査役監査の重要性と相互認識の理解を深めるよう努めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は，会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については，特に定めておりません。

ただし，当社株式（議決権）の一定数以上の取得・保有については，次のような法律による規制があります。

(ご参考)　関係条文抜粋

①　金融商品取引法第103条の２第１項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

②　金融商品取引法第106条の３第１項

地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条、第106条の14及び第106条の17において「地方公共団体等」という。）は、第103条の２第１項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

◎　以上のご報告は，次により記載しております。

1　記載金額は，表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2　比率（%）は，表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成20年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**341,787**	**流動負債**	**317,928**
現金及び預金	21,105	短期借入金	0
営業未収入金	1,806	未払金	729
有価証券	5,013	未払費用	616
前払費用	108	未払法人税等	3,013
取引証拠金特定資産	298,040	未払消費税等	208
清算預託金特定資産	15,043	預り金	85
繰延税金資産	308	取引証拠金	298,040
その他	361	清算預託金	15,043
貸倒引当金	△1	賞与引当金	139
固定資産	**19,297**	役員賞与引当金	42
有形固定資産	**3,403**	その他	8
建物	1,171	**固定負債**	**2,750**
構築物	11	長期借入金	2
情報システム機器	1,971	長期預り金	535
工具器具備品	141	信認金	305
土地	96	退職給付引当金	1,826
建設仮勘定	12	その他	80
無形固定資産	**8,761**	**負債合計**	**320,678**
ソフトウェア	8,563	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	185	**株主資本**	**40,335**
その他	11	**資本金**	**4,723**
投資その他の資産	**7,132**	**資本剰余金**	**4,825**
投資有価証券	5,392	資本準備金	4,825
長期前払費用	62	**利益剰余金**	**30,786**
長期貸付金	619	利益準備金	322
差入保証金	187	その他利益剰余金	30,463
信認金特定資産	305	違約損失準備金	2,569
長期繰延税金資産	589	先物取引等違約損失準備金	7,011
その他	695	別途積立金	5,302
貸倒引当金	△720	繰越利益剰余金	15,580
		評価・換算差額等	**71**
		その他有価証券評価差額金	**71**
資産合計	**361,085**	**純資産合計**	**40,406**
		負債・純資産合計	**361,085**

損　益　計　算　書

〔平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで〕

(単位：百万円)

科　　目	金	額
営　業　収　益		**18,689**
参　加　者　料　金	12,081	
上　場　賦　課　金	1,527	
機　器　・　情　報　提　供　料	4,772	
そ　の　他	307	
販売費及び一般管理費		**9,895**
営　業　利　益		**8,793**
営　業　外　収　益		**1,238**
受　取　利　息	1,145	
受　取　配　当　金	58	
そ　の　他	34	
営　業　外　費　用		**23**
支　払　利　息	9	
そ　の　他	13	
経　常　利　益		**10,008**
特　別　利　益		**13**
取　引　参　加　者　過　怠　金	13	
特　別　損　失		**96**
早　期　退　職　制　度　割　増　退　職　金	55	
固　定　資　産　除　却　損	41	
税　引　前　当　期　純　利　益		**9,924**
法人税，住民税及び事業税		4,029
法　人　税　等　調　整　額		△159
当　期　純　利　益		**6,054**

株主資本等変動計算書

〔平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成19年３月31日残高	4,723	4,825	4,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成20年３月31日残高	4,723	4,825	4,825

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		違約損失準備金	先物取引等違約損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成19年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	11,551	26,757	36,306
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,025	△2,025	△2,025
当期純利益	—	—	—	—	6,054	6,054	6,054
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	4,029	4,029	4,029
平成20年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	15,580	30,786	40,335

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日残高	385	385	36,691
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△2,025
当期純利益	—	—	6,054
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△313	△313	△313
事業年度中の変動額合計	△313	△313	3,715
平成20年３月31日残高	71	71	40,406

個　別　注　記　表

〔平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで〕

１　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

②　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③　その他有価証券

時価のあるものについては，主として期末日前１ヶ月の市場価格平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
情報システム機器	２年～６年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウェアは，当社における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当期末における退職給付債務の見込額に基づき，当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②　消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2　貸借対照表等に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,615百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
　長期金銭債権　574百万円

(4) 偶発債務
　株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他６社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，または不履行の恐れが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。
　なお，当社の損失補償限度額は2,569百万円であります。

(5) 取引証拠金特定資産等
　当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理されているため，貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(6) 担保受入金融資産の時価評価額
　貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	461,706百万円
信認金代用有価証券	325百万円
清算預託金代用有価証券	42,918百万円

　上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

3　損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4　株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式(株)	270,000	―	―	270,000

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成19年６月22日定時株主総会	普通株式	1,215	4,500	平成19年３月31日	平成19年６月25日
平成19年10月23日取締役会決議	普通株式	810	3,000	平成19年９月30日	平成19年12月３日
合　　計		2,025			

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

配当金の総額	1,350百万円
１株あたり配当額	5,000円
基準日	平成20年３月31日
効力発生日	平成20年６月23日

なお，配当原資については，利益剰余金とすることを予定しております。

5　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	741百万円
無形固定資産減価償却	128百万円
有形固定資産減価償却	89百万円
貸倒引当金	89百万円
研究開発費	381百万円
長期前払費用償却	111百万円
賞与引当金	56百万円
ゴルフ会員権評価額	79百万円
長期未払金	32百万円
未払事業税	222百万円
その他	68百万円
繰延税金資産小計	2,001百万円
評価性引当額	△1,055百万円
繰延税金資産合計	946百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△48百万円
繰延税金負債合計	△48百万円
繰延税金資産の純額	897百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
税額控除	△0.0%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額	△2.2%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.0%

6　リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額，減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
情報システム機器	24	18	6

② 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	3百万円
１年超	2百万円
合計	6百万円

③ 支払リース料，減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5百万円
減価償却費相当額	4百万円
支払利息相当額	0百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし，各期への配分方法については，利息法によっております。

7　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　149,654円65銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	40,406
普通株式に係る純資産額	(百万円)	40,406
差額の主な内訳	(百万円)	―
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	―
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2) １株当たり当期純利益　22,422円92銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	(百万円)	6,054
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	6,054
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

8　有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区　　分		貸借対照表計上額 (百万円)	時　　価 (百万円)	差　　額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①　国債・地方債	6,999	7,012	13
	②　その他	―	―	―
	小計	6,999	7,012	13
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①　国債・地方債	2,001	2,000	△1
	②　その他	―	―	―
	小計	2,001	2,000	△1
合　　計		9,000	9,013	12

(2) その他有価証券で時価のあるもの

区　　分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差　　額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	530	651	120
合　　計	530	651	120

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）
該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）
該当事項はありません。

(5) 時価評価されていない主な有価証券の内訳及び貸借対照表計上額

区　　分	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
①　非上場株式	744
②　金銭信託	10
合　　計	754

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区　　分	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10 年 超 (百万円)
満期保有目的の債券				
①　国債・地方債	5,000	4,000	―	―
②　その他	―	―	―	―
合　　計	5,000	4,000	―	―

(7) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

9　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①	退職給付債務	1,225百万円
②	未積立退職給付債務	1,225百万円
③	未認識数理計算上の差異	579百万円
④	未認識過去勤務債務	22百万円
⑤	退職給付引当金（②＋③＋④）	1,826百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

①	勤務費用	87百万円
②	利息費用	21百万円
③	数理計算上の差異の費用処理	△74百万円
④	過去勤務債務の費用処理	△2百万円
⑤	退職給付費用（①＋②＋③＋④）	31百万円

(注)　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
②	割引率	1.5%
③	数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。）
④	過去勤務債務の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。）

10　追加情報

平成19年４月１日に当社規則である業務方法書を改正し，特別清算預託金は廃止し，清算預託金に統合しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年５月７日

株式会社大阪証券取引所
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　目 加 田　雅　洋　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小　堀　孝　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は，監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか，取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本社及び東京支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また，取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年５月12日

株式会社大阪証券取引所　監査役会

常勤監査役　中　野　　實　㊞

監　査　役　大　津　隆　文　㊞

監　査　役　岩　城　　裕　㊞

(注)　監査役大津隆文及び監査役岩城　裕は，会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は，株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しております。剰余金の配当につきましては，安定的かつ継続的な配当の実施を基本とし，業績の進捗状況に応じて配当性向等も勘案し，積極的に利益還元を行う方針です。

当社はこれまで，取引所としての自主規制機能・競争力の強化のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保を行い，配当は配当性向40％程度を目途に実施してまいりました。今後は，上場後の収益・利益の水準の推移等を考慮し，より安定的・継続的な配当の実施を重視すべきと考えております。具体的には，当面は配当性向40％程度を目途としつつ，純資産配当率（DOE）４％程度（注）を下限の目途として，配当を実施したいと考えております。

この方針に基づき，当事業年度の期末配当金につきましては，１株当たり5,000円とさせていただきたいと存じます。これにより，当事業年度の年間配当金は中間配当金3,000円を含めて8,000円となり，前事業年度に比べ1,500円の増配となります。

（注）純資産から違約損失準備金及び先物取引等違約損失準備金を控除して算出しております。

本議案に関する事項

(1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
　金銭　1,350,000,000円

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
　１株につき5,000円

(3) 剰余金の配当がその効力を生ずる日
　平成20年６月23日

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役11名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので，11名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	米田道生 (昭和24年６月14日生)	昭和48年４月　日本銀行入行 平成７年７月　同行秋田支店長 平成10年５月　同行札幌支店長 平成12年４月　大阪証券取引所常務理事 平成13年４月　当社常務取締役 平成14年10月　当社専務取締役 平成15年12月　当社代表取締役社長（現任） 平成16年６月　大阪証券金融㈱取締役（現任） 大阪中小企業投資育成㈱取締役（現任） (担当)　全般統轄，考査室	40株
2	小島茂夫 (昭和22年12月11日生)	昭和45年４月　大阪証券取引所入所 平成10年４月　大阪証券取引所人事部長 平成13年４月　当社執行役員 平成14年６月　当社取締役 平成14年10月　当社常務取締役 平成16年６月　当社代表取締役常務取締役(現任) (担当)　経営管理本部，市場運営本部	30株
3	藤倉基晴 (昭和22年８月19日生)	昭和46年７月　大蔵省入省 昭和62年７月　内閣官房内閣審議官 平成元年６月　大蔵省証券局業務課投資管理室長 平成３年６月　同省国際金融局国際資本課長 平成７年５月　同省関税局総務課長 平成８年７月　同省横浜税関長 平成９年７月　国税庁長官官房国税審議官 平成12年７月　国際金融公社東京駐在特別代表 平成17年10月　当社顧問 平成18年６月　当社常務取締役（現任） (担当)　自主規制本部	11株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
4	有冨和利 (昭和22年10月29日生)	昭和49年４月　日本電信電話公社入社 平成３年４月　エヌ・ティ・ティ・データ通信㈱金融システム事業本部第一金融システム事業部金融ネットワーク統括部長 平成６年４月　同社同事業本部同事業部副事業部長 平成８年４月　同社中国支社長 平成11年７月　同社購買部長 平成12年９月　同社情報ネットワークビジネス事業本部カードビジネス事業部長 平成14年４月　㈱エヌ・ティ・ティ・データ・フィット取締役 平成15年５月　㈱エヌ・ティ・ティ・データ中国テクシス代表取締役社長 平成18年４月　当社執行役員 平成18年６月　当社取締役（現任） (担当)　システム本部	7株
5	荒川洋二 (昭和10年１月３日生)	昭和34年４月　任検事 平成２年12月　神戸地方検察庁検事正 平成４年６月　大阪地方検察庁検事正 平成７年２月　高松高等検察庁検事長 平成８年５月　大阪高等検察庁検事長 平成10年２月　弁護士登録（大阪弁護士会）(現任) 平成12年７月　大阪証券取引所公益代表理事 平成13年４月　当社取締役（現任)	—
6	奥田務 (昭和14年10月14日生)	昭和39年４月　㈱大丸入社 平成３年９月　㈱大丸オーストラリア代表取締役 平成７年５月　㈱大丸取締役 平成８年５月　同社代表取締役常務取締役 平成９年３月　同社代表取締役社長 平成15年５月　同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年６月　当社取締役（現任） 平成19年９月　Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者（現任） ㈱大丸代表取締役会長（現任） ＜他の法人等の代表状況＞ Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者 ㈱大丸代表取締役会長	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
7	川本 裕子 (昭和33年５月31日生)	昭和57年４月 ㈱東京銀行入行 昭和63年９月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年４月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任） 平成16年６月 当社取締役（現任）	—
8	小林 いずみ (昭和34年１月18日生)	昭和60年６月 メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン入社 平成10年５月 メリルリンチ証券会社業務部長 平成12年11月 同社業務統括本部長 平成13年３月 メリルリンチ日本証券㈱法人顧客グループ業務統括本部長 平成13年12月 同社代表取締役社長（現任） 平成14年６月 当社取締役（現任） 平成19年４月 社団法人経済同友会副代表幹事（現任） ＜他の法人等の代表状況＞ メリルリンチ日本証券㈱代表取締役社長 社団法人経済同友会副代表幹事	—
9	堺屋 太一 (本名 池口小太郎) (昭和10年７月13日生)	昭和35年４月 通商産業省入省 昭和53年10月 執筆・評論活動開始 平成10年７月 国務大臣経済企画庁長官 平成12年12月 内閣特別顧問 平成13年４月 当社取締役（現任） 平成14年４月 東京大学先端科学技術研究センター客員教授 平成16年４月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授 平成18年４月 早稲田大学特命教授 ＜他の法人等の代表状況＞ ㈱堺屋太一事務所代表取締役 ㈱堺屋太一研究所代表取締役	—
10	松本 学 (昭和25年６月19日生)	昭和50年４月 野村證券㈱入社 平成10年６月 同社取締役 平成13年６月 同社常務取締役 平成15年６月 野村ホールディングス㈱執行役 野村證券㈱常務執行役 平成17年４月 同社代表執行役専務執行役 平成17年６月 当社取締役（現任） 平成20年４月 野村證券㈱顧問（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
11	森中　蕃 (昭和９年11月29日生)	昭和27年３月　光証券㈱入社 昭和52年11月　同社取締役 昭和53年２月　同社常務取締役 昭和55年11月　同社代表取締役副社長 昭和57年11月　同社代表取締役社長 平成14年６月　当社取締役（現任） 平成15年６月　光証券㈱代表取締役会長（現任） 平成16年７月　日本証券業協会大阪地区協会地区会長 ＜他の法人等の代表状況＞ 光証券㈱代表取締役会長	―

(注) 1　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2　荒川 洋二，奥田 務，川本 裕子，小林 いずみ，堺屋 太一，松本 学及び森中 蕃の各氏は，社外取締役の候補者であります。

3　社外取締役候補者とした理由

荒川 洋二は，法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

奥田 務は，企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

川本 裕子は，学識経験者としての専門的見地から金融業務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

小林 いずみは，証券会社の経営者として豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

堺屋 太一は，学識経験者としての専門的見地から経済全般に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

松本 学は，証券会社の経営者として豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

森中 蕃は，証券会社の経営者として豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

4　社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは，当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由

荒川 洋二は，法律家としての豊富な経験と企業法務に関する高度な知識と高い見識を有し，社外取締役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

川本 裕子は，大学教授としての高度な専門知識と高い見識を有し，社外取締役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

5　社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において，その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実

松本 学が専務執行役（会社法に定める代表執行役）を務めていた野村證券㈱において，企業情報部に在席していた元従業員が，インサイダー取引の疑いで，平成20年４月に逮捕されました。同氏は，企業情報部を管掌しておらず，当該事実を認識しておりませんでしたが，日頃から法令遵守の重要性を認識し，同氏が管掌する業務が適正に行われるよう，執行役としての職責を果たしていたと判断されます。

6　社外取締役との責任限定契約の締結

当社は，社外取締役　荒川 洋二，奥田 務，川本 裕子，小林 いずみ，堺屋 太一，松本 学及び森中 蕃の各氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役の選任が承認された場合，当社は，各氏との間で同責任限定契約を継続締結する予定であります。

当該責任限定契約に基づく賠償責任限定額は，金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

7　社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は，本定時株主総会終結の時をもって，荒川 洋二は７年３か月，奥田 務は２年，川本 裕子は４年，小林 いずみは６年，堺屋 太一は７年３か月，松本 学は３年及び森中 蕃は６年となります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

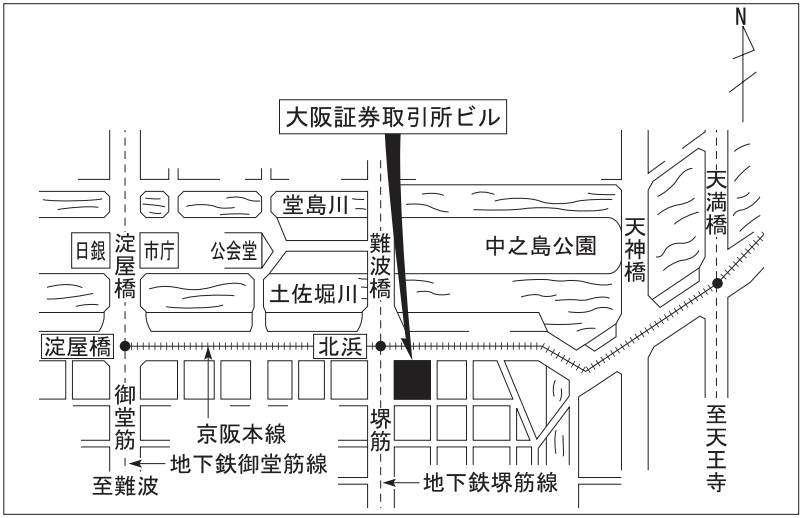

会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
TEL　06（6202）2311㈹

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。

(交通機関)

・北浜駅(地下鉄堺筋線・京阪本線)…徒歩約１分

・淀屋橋駅(地下鉄御堂筋線・京阪本線)…徒歩約７分